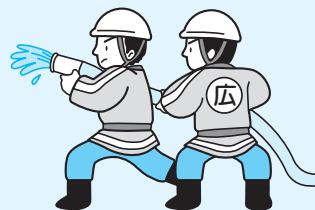


## 消防団員募集のお知らせ

消防団員への入団は、広野町在住の18歳以上55歳未満の方であれば、条例定数の範囲内で誰でも入団することができます。

詳しくは、  
町民課 福祉環境グループ  
☎27-2115 までお問い合わせください。



平成19年2月1日現在

分団名	条例定数	実員数	入団可能人数
本 団	9名	8名	-
ポンプ分団	10名	7名	3名
第1分団	22名	20名	2名
第2分団	24名	23名	1名
第3分団	20名	14名	6名
第4分団	31名	21名	10名
第5分団	21名	21名	-
第6分団	23名	16名	7名
合 計	160名	130名	29名

## 交通遺児育成基金制度について

財団法人 交通遺児育成基金（国土交通省所管）

### 制度概要

交通遺児（満13歳未満）が損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで加入しますと、この資金に国、民間からの援助金を加えて、安全・確実な運用をし、交通遺児が満19歳に達するまで、3ヶ月ごとにまとめて育成給付金を給付します（年金方式）。

### 拠出金（加入時）

年齢	0～4歳	5歳	6歳	7～8歳	9歳
加入時	700万円	665万円	630万円	595万円	560万円
10歳		11歳	12歳～ 12歳6ヶ月未満	12歳6ヶ月～ 13歳未満	
	525万円	485万円	455万円	430万円	

### 育成給付金（月額）

年齢	0～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～18歳
育成給付金	32,000円	40,000円	45,000円	55,000円	70,000円

### 給付金総額

加入時年齢	受取総額
0～2歳	1,070～990万円
3～5歳	950～870万円
6～8歳	840～740万円
9～10歳	690～640万円
11～12歳	580～500万円

育成給付金は、拠出金等を取り崩しながら支給されますので、加入者が満19歳に達したときの返還金はありません。

### その他給付

加入者が満6歳、満12歳および満15歳に達し、小学校、中学校、高等学校へ入学または就職するときに、それぞれ3万5千円（加入者が満19歳に達し、育成給付金の支給が完了するときには、完了給付金2万円）を支給します。

### お問い合わせ先

財団法人 交通遺児育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町6-1-25 上智麹町ビル6階  
フリーダイヤル 0120-16-3611  
☎03-5212-4511 FAX 03-5212-4512  
E-mail: info@kotsuiji.or.jp URL http://www.kotsuiji.or.jp

## 税務職員募集 （大学卒業程度）

仙台国税局では、地元の大学に通っている方、首都圏からUターンして公務員を目指す方など、東北の風土に慣れ親しんだバイタリティーあふれる職員を募集しています。

今回募集を行うのは、試験内容が大学卒業程度の「国税専門官」です。

### ◆受験資格

- 1 昭和53年4月2日から昭和61年4月1日生まれの者
- 2 昭和61年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
- (1) 大学を卒業した者及び平成20年3月までに大学を卒業する見込みの者
- (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

### ◆受験申込受付期間

平成19年4月2日（月）から4月13日（金）まで

### ◆受験申込書の請求

最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課又は人事院東北事務局

### ◆お問い合わせ先

仙台国税局人事第二課  
☎02212631111

## 国家公務員採用試験のお知らせ

人事院では、国家公務員採用I種試験及びII種試験（いずれも大学卒業程度）を実施いたします。

### ◆I種試験

受付期間は4月2日（月）から4月9日（月）まで（郵送により申込み場合は、最終日までの通信日付印有効）、第1次試験は4月29日（日）に行います。

### ◆II種試験

受付期間は4月13日（金）から4月24日（火）まで（郵送により申込み場合は、最終日までの通信日付印有効）、第1次試験は6月17日（日）に行います。

なお、申込用紙の請求や受験資格等の詳しい内容については、人事院ホームページ又は左記にお問い合わせください。

### ◆お問い合わせ先

人事院東北事務局 第二課試験係  
☎022122112022  
人事院ホームページ  
http://www.jinji.go.jp/saiyo/  
saiyo.htm

## 防犯対策推進の家

県警察では、県民の皆さんに「防犯診断チェックポイント」を活用して自宅の防犯診断を実施していただき、防犯対策が優良と認められた住宅を所有する方に、その証である「防犯対策推進の家の証」と「防犯の家マーク」を交付して、自主防犯意識の高揚と空き巣などの侵入犯罪に遭いにくい住宅の普及促進を図ることをしております。

### 1、「防犯の家」マークについて

- (1) 「防犯の家」マーク 下図
- (2) 「防犯の家」マークのデザインについて  
「防犯対策推進の家」を表す住宅とピッキング被害に遭いにくい防犯鍵（ディンプルキー）をかたどって、侵入犯罪の被害に遭いにくい住宅をイメージしています。

色は、防犯のイメージカラーである緑色を基調とし、犯罪者を近づけないことを目的として「防犯」の文字を黒色で大きく描いています。



「防犯の家」マーク

### 2、対象及び基準

- (1) 対象  
県内の戸建住宅を対象としております。
- (2) 推奨基準  
推奨基準は、「戸建住宅の防犯診断チェックポイント」のうち、原則として11項目以上該当する住宅です。

### 3、推奨方法

警察官や防犯ボランティアが「戸建住宅の防犯診断チェックポイント」を交付し、その後回収して、基準に合致した住宅を確認します。確認の結果、推奨基準に達していれば、警察官が「防犯対策推進の証」と「防犯の家」マークを交付します。

また、「戸建住宅の防犯診断チェックポイント」を警察署や交番・駐在所で受領するか、県警ホームページからダウンロードして自主防犯診断を実施し、その結果を持参していただければ、後日警察官が確認して、推奨基準に合致すれば、「防犯対策推進の証」と「防犯の家」マークを交付します。